

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	移送費の支給	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第54条の4第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>移送費の支給 国民健康保険法 第54条の4第1項 保険者は、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を保険者が必要であると認める場合に限り支給する。</p> <p>移送費の支給要件 国民健康保険法施行規則第27条の10 移送費は、次のいずれにも該当すると認める場合に支給される。 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。 緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>移送費の支給申請 国民健康保険法施行規則 第27条の11 法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、世帯主は、移送費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>[申請書の記載事項] 1 移送を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日 2 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 3 移送経路、移送方法及び移送年月日 4 付添いがあったときは、その付添人の氏名及び住所 5 移送に要した費用の額 6 被保険者証の記号番号</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 90日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>[添付書類] 次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び移送に要した費用の事実を証する書類 移送を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由） 移送経路、移送方法及び移送年月日 意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名押印をしなければならない。</p> <p>移送費の額 国民健康保険法施行規則第27条の9 法第54条の4第1項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。</p>
------	----	---